

〔別紙〕

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5 年 11 月 1 日 至 令和 6 年 10 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 昇
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人
- その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島県広島市佐伯区五日市駅前一丁目 11 番 39 号
- (3) 設立認可年月日 平成 24 年 9 月 19 日
- (4) 設立登記年月日 平成 24 年 9 月 27 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	平尾クリニック	3410223196	広島市佐伯区五日市 駅前一丁目 11 番 39 号	19 床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
		該当なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
		該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 12 月 22 日 令和 4 年度決算の決定

令和 6 年 10 月 23 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定



様式3-2

法人名 医療法人昇

※医療法人整理番号

所在地 広島市佐伯区五日市駅前一丁目11番39号

貸借対照表

(令和6年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	100,771	I 流動負債	112,242
II 固定資産	253,626	II 固定負債	212,560
1 有形固定資産	64,678	負債合計	324,802
2 無形固定資産	3,531	純資産の部	
3 その他の資産	185,416	科目	金額
		I 基金	30,000
		II 積立金	▲404
		純資産合計	29,595
資産合計	354,398	負債・純資産合計	354,398

様式4-2

法人名 医療法人昇

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

所在地 広島市佐伯区五日市駅前一丁目11番39号

損 益 計 算 書  
(自 令和 5 年 11 月 1 日 至 令和 6 年 10 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	524,262
2 事業費用	547,587
事業損失	△23,324
II 事業外収益	13,688
III 事業外費用	1,413
経常損失	△11,050
税引前当期純損失	△11,050
法人税等	71
当期純損失	△11,121

様式 5

法人名 医療法人 昇  
 所在地 広島市佐伯区五日市駅前一丁目11番39

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員の近親者が代表者である法人	■■■■■ (注)1	■■■■■	530,974	不動産賃貸業	診療所建物の所有者	診療所家賃 駐車場代 (注)2	58,440	-	0
同上	同上	同上	同上	同上	同上	診療所建物の 建設協力金	△ 4,200	建設協力金	76,990

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. ■■■■■が代表取締役である法人。

(注) 2. ■■■■■との賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 昇  
理事長 平尾 健 殿

私は、医療法人昇の令和5会計年度（令和5年11月1日から令和6年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年12月21日

医療法人 昇

監事